

# くらしの情報



## お知らせ

軽自動車税の減免申請は  
5月24日までです

身体や精神に障害を持つ人などで、軽自動車税の減免を受けようとする人は、5月24日（金）（納期限前7日）までに税務課へ申請してください。減免は普通車も含め1人につき1台です。なお、現在減免を受けている人も、毎年申請が必要です。

障害の区分	障害の級別	
	本人が運転	本人以外が運転
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出に限る）	
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級	1級・3級
じん臓機能障害	〃	〃
呼吸器機能障害	〃	〃
ぼうこうまたは直腸の機能障害	〃	〃
小腸の機能障害	〃	〃
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	〃	〃
知的障害	療育手帳 A	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人で通院を公費負担を受けている人	1級 （自立支援医療受給者証〈精神通院〉を受けている人に限る）	

### ◇申請に必要なもの

ア、本人が軽自動車を所有し運転する場合：身体障害者手帳、印かん、免許証、自動車検査証（原動機付自転車は除く）

イ、本人が所有する軽自動車を、生計の一つにする人が運転する場合（身体障害者で18歳未満の人及び精神障害者・知的障害者と生計の一つにする人が所有する軽自動車を含む）：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、自立支

援医療受給者証、印かん、運転する人の免許証、自動車検査証

◆問い合わせ 税務課市民係（☎内線249）へ

幼児2人同乗用自転車の購入費の一部を補助します

本市では、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車を購入した子育て家庭の経済的負担軽減のため、購入費用の一部を補助します。

☆申請は予算の範囲内で先着順に受け付けます。

### ◇対象となる自転車

（社）自転車協会または、（財）製品安全協会が定める幼児2人同乗用自転車安全基準に適合し、BAAマークまたは、SGマークが貼付された自転車。  
☆平成25年4月1日以後に購入した新車で中古車や転売品は対象となりません。  
☆補助は1世帯1台のみです。

### ◇補助の対象者

・市内に住所を有し、現に居住していること。

・申請時において、同一の世帯で6歳未満の幼児2人以上を養育していること。  
・市税を滞納していない世帯であること。

### ◇補助金額

購入価格の2分の1（補助上限額2万円、100円未満の端数は切捨て）

### ◇補助対象経費

①安全基準適合幼児2人同乗用自転車購入費  
②自転車と同時に購入する幼児用座席購入費（①の適合自転車に装着したもの）

### ◇申請方法

申請書につき書類を添付して地域安全課（市役所5階）窓口へ申請してください。  
①領収書（申請者の氏名、購入品目及び購入日が明記されている原本）  
②製造メーカーの保証書の写し（車名、型番、製造番号、保証期間及び、申請者の氏名、住所などが明記されており、購入先のわかるもの）  
◆申込み・問い合わせ 地域安全課（☎内線272）へ

## 妊婦歯周病健診を受けましょう

4月1日からの妊娠届出者に、妊娠期間中に使用できる妊婦歯周病健診無料受診券を発行しています。

妊娠中は口の中の状態が変化しやすいため、虫歯や歯周病にかかりやすく、また最近歯周病と早産・低体重児との関係も指摘されています。ぜひ健診を受けてください。

◆申込み・問い合わせ 健康推進課（☎内線777）へ

## ひとり親家庭などの就業相談

ひとり親家庭などの人を対象にした就業に関する悩みごと相談を、スマイルセンターの相談員が対応します。

◇日時・場所 毎月第3木曜日 9時～12時 市役所1階121会議室ほか（要予約）

◇対象 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

◇費用 無料

◆申込み・問い合わせ 県スマイルセンター（☎0742-24-7624）へ